

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 11 日

各 地 方 農 政 局 農 村 振 興 部 地 域 整 備 課 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 農 林 水 産 部 農 村 振 興 課 長 殿

農 村 振 興 局 整 備 部 地 域 整 備 課
課 長 補 佐 (活 性 化 支 援 班)

令 和 6 年 度 当 初 予 算 に お け る 農 山 漁 村 振 興 交 付 金 (農 山 漁 村 発 イ ノ ベ ー シ ョ ン 対 策 の う ち 農 山 漁 村 発 イ ノ ベ ー シ ョ ン 整 備 事 業 (定 住 促 進 ・ 交 流 対 策 型)) に 係 る 要 望 量 調 査 に つ い て (依 頼)

日 頃 より 農 山 漁 村 振 興 交 付 金 (農 山 漁 村 発 イ ノ ベ ー シ ョ ン 対 策 の う ち 農 山 漁 村 発 イ ノ ベ ー シ ョ ン 整 備 事 業 (定 住 促 進 ・ 交 流 対 策 型)) (以 下 「 本 事 業 」 と い う 。) の 業 務 の 推 進 に ご 協 力 いた だ き 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

こ の 度 、 令 和 6 年 度 当 初 予 算 に 関 す る 本 事 業 に 係 る 要 望 量 調 査 を 下 記 の と お り 実 施 いた し ま す 。

各 地 方 農 政 局 等 に お か れ ま し て は 、 新 規 地 区 に 係 る 要 望 量 調 査 に つ い て は 、 各 都 府 県 へ 、 継 続 地 区 に 係 る 要 望 量 調 査 に つ い て は 各 計 画 主 体 に ご 周 知 いた だ き ま す よ う お 願 い いた し ま す 。

記

1 作業概要

(1) 新 規 地 区 に 係 る 要 望 量 調 査 に つ い て は 、 別 添 事 務 連 絡 に よ り 各 局 所 管 の 都 府 県 に 対 し 、 要 望 量 調 査 実 施 の ご 依 頼 を お 願 い いた し ま す 。

(2) 継 続 地 区 に 係 る 要 望 量 調 査 に つ い て は 、 各 地 方 農 政 局 等 か ら 計 画 主 体 に 直 接 聞 き 取 り 等 を 行 っ た 上 で 、 別 添 調 査 票 の 記 入 例 を 参 考 に 、 要 望 額 等 を 御 記 入 く だ さ い 。

・ 別 添 1) R 6 継 続 地 区 要 望 量 調 査 (第 1 回)

2 対象となる事業・要件 (継 続 地 区 に 係 る も の)

(1) 現 在 実 施 中 の 事 業 の う ち 令 和 6 年 度 に お い て も 継 続 す る 事 業 を 対 象 と し ま す 。

(2) 令 和 5 年 度 対 策 に 向 け て 活 性 化 計 画 を 提 出 し た 新 規 地 区 に つ い て は 、 現 在 審 査 中 に つ き 、 本 調 査 の 対 象 外 と し ま す 。

(3) 活 性 化 計 画 及 び 事 業 実 施 計 画 の 重 要 な 変 更 に つ い て 、 当 初 計 画 に 位 置 づ け た 施 設 以 外 の 新 た な 施 設 の 追 加 は 認 め な い こ と と し ま す 。

3 提出期限・提出方法（継続地区に係るもの）

令和5年4月26日（水）まで

農林水産省農村振興局地域整備課担当へ提出願います。

4 その他

本調査は、今後の事業量を把握するものであり、事業実施を確約するものではありません。

農林水産省農村振興局整備部

地域整備課活性化支援班

担当：■■、●●

T e l : ◆◆（班直通）

E-mail : ■■_▲▲000@maff.go.jp

●●_▲▲111@maff.go.jp